

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第5号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和7年12月17日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 木村 達夫

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

89,572

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

659,823

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

## 別 表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	253,896
姫路市	138,355
尼崎市	127,966
明石市	84,081
西宮市	132,819
洲本市	11,650
芦屋市	26,240
伊丹市	55,232
相生市	7,570
豊岡市	20,929
加古川市	71,857
たつの市	20,147
赤穂市	12,527
西脇市	10,507
宝塚市	63,544
三木市	20,289
高砂市	24,096
川西市	43,097
小野市	12,739
三田市	29,686
加西市	11,488
丹波篠山市	10,822
養父市	5,943
丹波市	16,608
南あわじ市	12,276
朝来市	7,763
淡路市	11,623
宍粟市	9,555
加東市	10,514

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
猪名川町	8,125
多可町	5,278
稲美町	8,376
播磨町	9,448
神河町	2,882
市川町	3,065
福崎町	5,031
太子町	9,189
上郡町	3,924
佐用町	4,222
香美町	4,358
新温泉町	3,642